

令和9年県の施策に関する県民意識調査業務 質問に対する回答

番号	資料名等	質問	回答
1	仕様書 Ⅱ 業務内容 3 業務概要 (3) 調査票の発送 (5,000 件)	・仕様書Ⅱの3 (3) について、「日本郵便株式会社又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める許可を受けた一般信書便事業者による送達とすること。」とございますが、日本郵便株式会社の「ゆうメール」の使用は問題ないという認識でよろしいでしょうか。	・日本郵便株式会社の「ゆうメール」での発送も可能です。
2	仕様書 Ⅲ スケジュール	・仕様書Ⅲスケジュールについて、調査対象者の抽出は12月と記載がございますが、契約完了次第、速やかに抽出活動に着手してよろしいでしょうか。(11月から抽出活動を開始してもよろしいでしょうか。)	・必要な手続き(契約手続き、選挙人名簿の閲覧手続きなど)が終了した後であれば、11月から抽出活動を開始することは可能です。